

ハロブリックコメントの
「グローバルサービスに係る
基幹的電気通信役務制度
等の在り方」答申(案)に
対する意見募集

の
「意見提出が30日未満の場合
その理由」

の欄を記入して頂けると
助かります。

よろしくお願いします。

「」
「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信
役務制度等の在り方」答申(案) の
PDF 16 頁(案内 13 頁) の
図表 2-2 愛媛 CATV によるローカル 5G
FWA サービス提供に向けた取組

「意見」 5G を照射する時間帯や時間に一定の
制限を加えた方が良いでしょう。
また、照射する前に、対象のエリアの方々に、
照射する時間や時間、照射する理由、
住民へのメリットと、デメリットを説明してあげてほしい。

「理由」 5G (ミリ波) は、軍事兵器として開発されたものなので、
健康被害が発生する事が想定されます。
事前に説明があれば、理由がわからず泣き寝入り
する必要が無いからです。
事前に説明無く照射しているなら人権侵害です。
よろしく、お願いします。



《場所》「グローバルサービスに係る基幹的電気通信
役務制度等の在り方」答申(案)
の PDF 6P目(案内 3P目)の (2) の
① の 補則欄 の 2

《意見》 文が途中で途切れているので、
文尾まで記載して下さい。

《理由》 文が完結していないと、文全体の意味が
全く掴めないため、です。

よろしく、お返願いたします。

「グローバルサービスに係る基礎的電気通信
業務制度等の在り方」答申（案）

の．PDF 6 頁（案内の 3 頁）

の．（２） の ① の 下から 2 列目～1 列目の．

『特段の合意（いわゆる相対契約）がある場合は、

届け出た契約納款（以下「届出契約納款」という。）

により、役務提供も可能²となっている。

「意見」 天下りは、ダメだ"と思います。

「理由」 とても頭のいい国家公務員が退庁する先が

現在は、天下りですが、企業側も欲しい

優秀な人材のはずなので、事前に

退庁予定者を公表して、野球のドラフト会議

みたいなのを実施する方が企業側にも

公正だと思いました。から、です。

よろしく、お願いします。

〈場所〉「グローバルサービスに係る基礎的電気通信

役務制度等の在り方」答申(案)の

PDFファイル6頁(案内3頁)の

(2) 第=号基礎的電気通信役務を提供する

電気通信事業者に課される規律

の、① 契納納款の届出義務の

上から5列目より下の

『ただし特役の合意(いわゆる相対契納)がある場合は、』

〈意見〉 相対契納の場合も、実施前に総務大臣に
契納納款を届ける必要が、あると思います。

〈理由〉 相対契納を用いる相手方は、大口の法人
であり事が多いので、契納内容を
届けない、となると、公正な契納が
結ばれない... いわゆるブラックな契納が
横行する原因 となるから、です。

よしく、お願いします。



改正電気通信事業法

第25条第2項を改正してほしいです。

□ 二号基礎的役務を提供する事業者には、

役務提供義務が課されている点

そうでは、義務を課す必要は、

無いと、思います。

よろしく、お願いいたします。

